

## 中国「食品安全法（改訂案審議稿）」の変更点、重点及び課題

中国天津科技大学食品安全戦略与管理研究センター 張文勝 王碩 王吉林  
中国農業大学経済管理学院 安玉堯

### 1. 中国「食品安全法」改訂の背景

2009年6月1日、「食品安全法」の公布及び施行後、中国における食の安全を巡る状況は全体的に改善傾向にあるが、一方で、残留農薬、違法添加物使用、重金属汚染等による有害有毒食品等の問題が後を絶たない。このような背景の中で、国務院は「食品安全法」の改訂を進めるべく、2013年に立法作業計画を立てて、国家食品薬品監督管理総局が主体となって改訂作業に着手することになった。幅広い調査と論証を経て、10月10日、国家食品薬品監督管理総局が「食品安全法（改訂案審議稿）」として国務院に法案を提出した。そして現在一般からの公開意見を求める段階を経て、全国人民代表大会に法案を提出した。

### 2. 「食品安全法」改訂箇所と現行法の比較

改訂案審議稿は管理体制改革の施行から、政府機能転換の成果、企業主体的責任の強化、地方政府責任の強化、監督管理メカニズムの革新、社会的食品安全ガバナンスの改善、違法行為の厳罰重処等、6方面から現行食品安全法を改訂し、補充している。また、食品ネット取引規制制度、食品安全責任強制保険制度、乳幼児用調合食品委託相手先ブランド生産禁止、食品安全責任面談、抜き打ち検査などの方式を増やした。行政許可権限設定の面では、食品安全管理者の職業資格取得と保健食品登録の二つの許可制度を新たに設置した。

### 3. 「食品安全法」改訂の重点

#### 1) 食品安全管理体制の改革と政府機能転換の成果及び法制化

第12回全国人民代表大会第一次会議で、「国務院の制度改革と機能転換計画」が採択され、食品と薬品の監督権と管理権を一括する国家食品薬品監督管理局を設立することを決定した。改訂された食品安全法は、科学的かつ効果的な食品安全規制を増やし、食の安全規制改革の必要性を満たすことを意図している。

#### 2) 企業の主体的な責任の明白化

企業は食品生産の第一責任者であり、食品生産経営者は食品安全法の規制に従い、企業は専門または兼任の食品安全管理責任者を配置し、食品安全性において自主検査体制を確立しなければならない。

#### 3) 地方政府の責任強化

「食品安全法（改訂案審議稿）」は、食品安全監督と検査、サンプリング、リスク監視、教育、能力開発やその他の政府予算資金を保証し、地方政府の監督と管理責任も強化されている。

#### 4) 監督管理システムの革新

国が食品安全監督管理リスクの分類とグレーディングシステムを確立し、食品安全性の統計制度を確立しなければならない。国務院食品安全監督管理部門は、食品安全行政法の執行と刑事司法の協調システムを確立することなどが主な任務である。

#### 5) 食品安全違法行為の懲罰

非食品原料で食品を生産し、食品生産額が1万元未満の場合は、現行法2千元以上5万元以下の罰金を課すことから、5万元以上15万元以下の罰金を課すことに変更し、現行法の5倍以上または

10 倍以上の罰金が 15 倍以上最大 30 倍の罰金を課すことに変更した。

#### 6) ネットワーク食品規制システムの実施

オンラインショッピングは、中国の消費者市場の新たな力となっている。偽ブランド食品、賞味期限の近い食品、さらには「3 無食品」、これらの問題はオンラインショッピング消費者にとって共通する問題であり、「食品安全法（改訂案審議稿）」では、食品の購入に関する規定が追加され、「ネットワーク食品取引プラットフォームプロバイダが食品製造事業許可を受けなければならない。」

#### 7) 乳児用調製粉乳製品監督管理の強化

「2008 年メラミン事件」の発生後、多くの「外国産粉ミルク」が中国消費市場に群がった。しかし外国産と称した偽粉ミルクが市場に出回り、表示や包装などの面で偽装が横行する問題が発生したため、乳児用調製粉乳の監督強化を求める声が上がっていた。そのため、「食品安全法（改訂案審議稿）」の中には、乳児用調製粉乳に厳格な監督と管理を実行する条項を設定し、乳児用調製粉乳のパッケージを自社で作り、OEM をしてはいけないという。

#### 8) 最低限の補償制度の確立

食品の食品安全基準に満たしていない食品を食品製造業者が生産もしくは販売した場合、消費者は現行の損害賠償請求に加え、生産者や販売者に対し支払った価格の 10 倍もしくは損失の 3 倍の額の補償金を要求する事ができる。補償金の額は千元以下の場合、最低額千元とする。

#### 9) 食品安全基準の制定に業界団体や消費者団体が参加

食品安全基準を再検討する委員会による検討のための菓、農業、食品、栄養の専門家や国務院の関連部門の食品安全基準委員会以外に、初めて業界団体や消費者団体の代表者が参加することになった。

10) 明確な国家食品安全基準がない場合でも監督管理

国家レベルの食品安全基準がないことが、食品安全上の問題が存在することを証明する証拠がある場合、健康関連部門と共同で国務院の行政部門は速やかに食品の有害物質暫定制限值を設定することが必要である。

#### 4. “食品安全法（改訂案審議稿）” 実施の課題

中国では 2013 年 3 月に食品安全を総合的に監督管理する行政機関である国家食品薬品監督管理総局を新たに設置し、国務院食品安全委員会事務局を同総局に設置した。“食品安全法（改訂案審議稿）” は、こうした行政変化を反映し、総合監督管理を担う国家食品薬品監督管理総局は、食品安全監督管理の主體的な責任を担うことになった。これは“食品安全法（改訂案審議稿）”と現行法における最大の違いである。その他の各関係行政機関は国家食品薬品監督管理総局の下で、各自の職責と義務を分担した。これには、各行政機関の協力関係や情報の共有化を通じて、日々の食品安全行政の円滑な執行を保障し、一括的な監督管理による事故の拡大や再発を防止する狙いがあるとみられる。今後、中央から地方まで新たな食品安全法制の浸透を図るとともに、食品安全検査能力の向上、企業モラルと食品安全文化養成、食品安全教育の強化も「食品安全法（改訂案審議稿）」執行の要件となるだろう。

#### 参考文献

- [1] 国务院法制办公室「中华人民共和国食品安全法（修订草案送审稿）」与现行法律条文对照表。
- [2] 王吉林，郭鹏「食品安全法十倍賠償适用中的問題与对策」天津市社会科学界第八届学术年会優秀論文集（中）2012.12.25。
- [3] 農林水産委員会調査室 石川武彦「中国食品安全法制の新局面」立法と調査、2010.3、NO.302。